

令和元年6月定例会

請 願 ・ 陳 情

(現状と県の取組状況)



【継続】 令和元年6月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
今定例会で付託案件はありません。							

【新規】 令和元年6月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
総務教育	元-1		○	総務	本年10月に予定される消費税10%への引き上げ中止を求める意見書の提出について	足羽 佑太	3
	元-3		○	教育	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択について	鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志 他1団体	4
	元-6		○	元気づくり	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について	新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子	5
	元-8		○	会計管理	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について	鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁	6
	元-12		○	教育	小中学校通学路等における安全確保の推進と、危険箇所の再点検について	足羽 佑太	8
福祉生活 病 院	元-2		○	福祉保健	ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出について	ハンセン病元患者家族に対する政府の謝罪と賠償を 求める会 代表 池原 正雄	9
	元-5		○	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について	鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濱崎 智熙	10
	元-10		○	福祉保健	薬物乱用の防止に向けた意見書の提出について	足羽 佑太	11
	元-11		○	生活環境	消費生活センターにおける「斡旋」の方法について	足羽 佑太	12
	元-13		○	生活環境	淀江産廃処分場計画に係る厳正かつ公正な審査、住民への情報提供について	足羽 佑太	13
農林商工	元-4		○	商工労働	「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出について	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会セン ター事業団さんいんみらい事業所 所長 大谷 信一	14
	元-9		○	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について	日本労働組合総連合 議長 田中 暁	16
地域振興 県土警察	元-7		○	地域振興	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について	ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会 会長 後藤 智恵子	21

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																				
元年-1 (元.5.10)	総務	本年 10 月に予定される消費 税 10%への引き上げ中 止を求める意見書の提出 について 倉吉市 足羽 佑太	<p> 少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望 が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社 会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であると認識している。 </p> <p> <20年前との予算比較（カッコ内は増減率）> </p> <table border="1" data-bbox="853 638 2011 874"> <thead> <tr> <th></th> <th>国予算</th> <th>国 社会保障経費</th> <th>本県予算</th> <th>本県 社会保障経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 11 年度</td> <td>81.9 兆円</td> <td>16.1 兆円</td> <td>4,478 億円</td> <td>113 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>97.7 兆円</td> <td>33.0 兆円</td> <td>3,386 億円</td> <td>314 億円</td> </tr> <tr> <td>増加額・率</td> <td>+15.8 兆円 (+19%)</td> <td>+16.9 兆円 (+105%)</td> <td>▲1,092 億円 (▲24%)</td> <td>+201 億円 (+178%)</td> </tr> </tbody> </table> <p> なお、消費税率引上げによる増収分については、その全額を社会保障の充実（国保への財政支 援、低所得者の介護保険料軽減）や安定化、幼児教育の無償化や保育・介護人材の処遇改善に充 てることとされている。 </p> <p> また、前回の 3%引上げ時の経験を活かし、中小小売業に関する消費者へのポイント還元や低 所得者・子育て世帯向けプレミアム付き商品券、住宅の購入者等に対する支援等、臨時・特別の 予算措置や、住宅ローン減税の拡充等の税制上の支援が行われている。 </p> <p> 軽減税率制度は、税制抜本改革法第 7 条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として実 施されるものであり、また、インボイス制度は、複数税率の下において消費税の適正な課税をす るために設けられるものである。 </p> <p> これらについて、県内事業者や消費者の混乱を招かぬよう、国に対して万全の景気対策や相談・ 支援体制の構築、各制度の丁寧な周知を要望することとしている。 </p>		国予算	国 社会保障経費	本県予算	本県 社会保障経費	平成 11 年度	81.9 兆円	16.1 兆円	4,478 億円	113 億円	平成 30 年度	97.7 兆円	33.0 兆円	3,386 億円	314 億円	増加額・率	+15.8 兆円 (+19%)	+16.9 兆円 (+105%)	▲1,092 億円 (▲24%)	+201 億円 (+178%)
	国予算	国 社会保障経費	本県予算	本県 社会保障経費																			
平成 11 年度	81.9 兆円	16.1 兆円	4,478 億円	113 億円																			
平成 30 年度	97.7 兆円	33.0 兆円	3,386 億円	314 億円																			
増加額・率	+15.8 兆円 (+19%)	+16.9 兆円 (+105%)	▲1,092 億円 (▲24%)	+201 億円 (+178%)																			
<p> 【陳情の要旨】 住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻 な打撃を与える 2019 年 10 月の消費税率 10%への 引き上げ中止を求める意見書を国に対して提出 すること。 </p>																							

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
<p>元年－3 (元. 5. 21)</p>	<p>教育</p>	<p>教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択について 鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志 鳥取県教職員組合 執行委員長 井上 匡央</p>	<p>国は次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実に向け、義務標準法を改正し、以下の項目について平成29年度からの10年間で段階的に基礎定数化しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導（対象児童生徒13人に1人の割合で措置） ・外国人児童生徒等指導（対象児童生徒18人に1人の割合で措置） ・初任者研修体制（対象教員6人に1人の割合で措置） ・指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 (当該加配定数41,000人のうち9,500人を基礎定数化) <p>なお、本県では多様化・複雑化する教育諸課題へ迅速かつ的確に対応し、質の高い教育を一層推進するため、「少人数学級の充実」、「特別支援教育の充実」、「チーム学校体制の構築」に向けた定数改善・財政支援など、引き続き国への要望を行っているところである。</p> <p>義務教育費国庫負担金の国庫負担割合については、平成17年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意により、義務教育制度の根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する方針のもと、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方負担の増となる財源については、所得税から個人住民税へ税源移譲されている。</p>

【請願の要旨】

鳥取県議会から国の関係機関に対して、2020年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう求める意見書を提出すること。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年ー 6号 (元. 6.3)	元気づくり	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子	<p>【現 状】</p> <p>女子差別撤廃条約は、1979年12月に第34回国連総会において採択され、日本は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。女子差別撤廃条約選択議定書は、1999年10月に第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効した。日本は批准していない。</p> <p>女子差別撤廃条約 締約国 189か国 うち同条約選択議定書 締約国 111か国 (2019年4月時点)</p> <p>〈国における検討状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」とされている。 ・選択議定書に規定される個人通報制度の受入に当たっては、司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題について、検討が進められている。 ・これまで複数回にわたって個人通報制度関係省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用の実態等について、調査等が行われている。 <p>※女子差別撤廃条約選択議定書とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性強化のため、個人通報制度、調査制度などについて規定している。 ・個人通報制度は、条約に定める権利を侵害された個人または集団が女子差別撤廃委員会（以下、委員会）に対して権利の侵害を通報するものであり、通報内容について国内の救済措置が尽くされていることが通報の前提条件となる。 ・調査制度は、委員会が条約に定める権利の重大または組織的な侵害を示唆する信頼できる情報がある場合には、その侵害の有無について調査を実施。当該締約国に調査結果、註釈及び勧告を送付し、締約国はこれに対する見解を提出する。

【陳情の要旨】

鳥取県議会から日本政府に対して、女性差別撤廃条約議定書を速やかに批准するよう求める意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年－ 8号 (元.6.3)	会計管理	<p>公契約条例の制定による 適正賃金・労働条件の確保 と地域経済の振興について</p> <p>鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁</p>	<p>【会計管理局】 【現 状】</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働者の賃金については、憲法で「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は法律でこれを定める」とされ、最低賃金法で、「最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならない」ことが定められている。 公契約条例とは、自治体が発注する公共工事や委託業務等の契約にあたって、受注者に労働者の適正な労働条件を確保することを求めるもので、日本で初めて公契約条例を制定した千葉県野田市では、条例の中で、最低賃金法に定める額以上の最低額以上の賃金を支払うよう定めている。 一方、法律で定める最低賃金額を上回る賃金額の支払を条例で義務付けることについては、従来より違法・合法の両論があること等から、多くの都道府県が、労働法制を所管する国において制度設計することが適当と考えている。 <p><都道府県の状況> 条例制定済み・・・6県（長野県、奈良県、岐阜県、岩手県、愛知県、沖縄県） ※ただし、いずれも最低賃金法を上回る賃金の支払を求める内容ではなく、理念条例や最低賃金法の厳守のみを規定するものである。</p> <p>【県の取組状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 発注価格が受注者側の賃金に影響を与えないよう、不合理な低入札を排除する最低制限価格制度の積極的な運用を図っている。 <p>【県土整備部】 【現 状】</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成26年6月4日、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法

【陳情の要旨】

鳥取県が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、鳥取県が適切と考える賃金・報酬が事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行うこと。

			<p>律」が公布・施行され、公共工事における請負工事の当事者が、適正な額により契約を締結し、公共工事に従事する者の賃金等の労働条件の改善に努めることとする規定が整備された。</p> <p>【県の取組状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な賃金水準の確保・社会保険等への加入徹底の観点から、県発注工事に係る公共工事設計労務単価を平成25年度以降7度にわたり引き上げ(直近では平成31年3月に引き上げ、平成24年度に比べ約38%の上昇)、労務費・施工の実態を的確に反映した予定価格を設定するとともに、県工事の入札参加資格を有する県内企業全社に対し、適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底といった就労環境の改善を要請している。 2 また、平成27年3月には「鳥取県建設工事における下請契約適正化指針」を制定し、その遵守を契約条件とすることで、直接の受注者のみならず、その下請企業に対しても適正な価格による契約や公共工事設計労務単価を考慮した賃金水準の確保に努めることを求めている。 3 さらに、県発注工事の受注者が下請企業と適正な価格による契約を行っているか、また、現場の労働者に社会保険料相当額を含む適切な賃金水準が確保されているか等を調査するとともに、必要に応じて指導・助言を行っている。
--	--	--	---

受理番号 （受理年月日）	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年－12 （元．6．7）	教育	小中学校通学路等における 安全確保の推進と、危険箇 所の再点検について 足羽 佑太 倉吉市	① 小中学校の通学路を点検し、危険箇所に対策を講じていく活動は、毎年、学 校の設置者である各市町村において取り組まれている。（いわゆる「通学路 交通安全プログラム」～平成25年12月以来、文部科学省、国土交通省、 警察庁が推進し、現在は全国に広まっている。） ② 例年、春に各学校が保護者や地域住民と連携して通学路の安全点検を実施 し、夏～秋にかけて各市町村に設置された「交通安全推進会議」で検討され る。この会議は道路管理者・警察・行政・校長らで構成されており、「合同 点検」を実施し、その後、各関係機関がガードレールの設置や横断歩道の移 設などの対策を行うこととしている。 ③ 上記のように、通学路の交通安全の確保のための着実に効果的な取組が行わ れている。

【請願の要旨】
 小中学校通学路などの危険箇所の再点検を行い、安全対策を
 強化し、所要の対策を行うよう執行部に求めること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年一 2号 (1. 5.20)	福祉保健	<p>ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出について</p> <p>ハンセン病元患者家族に対する政府の謝罪と賠償を求める会 代表 池原 正雄</p>	<p>【現状】 ハンセン病元患者の家族等の損害賠償等に係る裁判が、現在、熊本地方裁判所や最高裁判所において行われているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年（平成28年）、国のハンセン病隔離施策によって、患者本人だけでなく家族も偏見や差別を受けたとして、元患者の家族561人が国に謝罪と損害賠償を求める集団訴訟を熊本地裁に提起（令和元年6月28日判決予定） ○ 2010年（平成22年）には、ハンセン病非入所者の遺族が自身も偏見や差別で精神的な苦痛を受けたとして国と鳥取県に損害賠償を求める訴訟が提起され、現在、最高裁判所へ上告し、審理中（1審、2審とも原告の請求が棄却） <p>【県の取組状況】 ハンセン病に対する差別・偏見を解消するため、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」等におけるパネル展示、学校での学習会等により正しい知識の普及啓発を進めるとともに、訪問事業等を通じて療養所入所者との交流を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハンセン病問題に対する理解を深めて、ハンセン病に係る差別解消を図るため、県内の小中高等学校に講師を派遣してハンセン病問題人権学習会を開催（今年度は37校で実施予定） ○ ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識を持っていただくため、県内の保健センター、図書館、公民館等10ヶ所で6～8月にパネル展示を実施 ○ ハンセン病問題に対する啓発を行うため、県民から参加者を募集して、長島愛生園と邑久光明園を訪問し、ハンセン病問題に係る学習、入所者（回復者）との交流事業を実施（今年度は11月7日（木）に70名程度を募集して実施予定） ○ 多摩全生園（東京都）など3療養所を県職員が訪問し、入所者（回復者）の意見要望等の聞き取りを実施するとともに、郷土の特産品（花御所柿）、地方情報誌（とっとりNOW）等を全国4療養所に送付

【陳情の要旨】

鳥取県議会から政府及び国会に対し、ハンセン病元患者家族の被害を直視し、元患者家族に対して謝罪と賠償を行うよう求める意見書を提出すること。

陳情（新規）

障がい福祉課

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																							
元年一 5号 (1. 5. 31)	福祉保健	<p>精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濱崎 智照</p>	<p>障がい者の交通費支援制度には、JR等旅客会社、航空会社、バス会社などの民間交通事業者が実施している運賃割引制度と市町村が実施している交通費助成制度がある。</p> <p><民間交通事業者実施の運賃割引制度一覧></p> <table border="1" data-bbox="1099 512 2004 1038"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">対象者</th> </tr> <tr> <th>身体障害者手帳所持者(身体障がい者)</th> <th>療育手帳所持者(知的障がい者)</th> <th>精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR 智頭急行 若桜鉄道</td> <td>1～6級</td> <td>A・B</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ANA JAL</td> <td>1～6級</td> <td>A・B</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>日ノ丸自動車 日本交通</td> <td>1～6級 (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)</td> <td>A・B (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)</td> <td>1～3級 (県内一般乗合バス路線) ※定期観光バス路線・県内発着高速バス路線のうち単独運航路線等一部路線については割引対象あり</td> </tr> <tr> <td>県内タクシー会社</td> <td>1～6級</td> <td>A・B</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※割引内容等は各事業者によって異なっている。</p> <p><市町村実施の交通費助成制度> 県内10市町村（鳥取市、倉吉市、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、江府町）において、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）を対象としたタクシー運賃助成を実施している。 ※助成内容等は市町村によって異なっている。</p> <p>平成30年度より大手航空会社において、精神障がい者に対しても航空運賃割引制度が導入されるなど、国全体としても、少しずつ割引制度適用の取組が進んできているところである。 県としては、精神障がい者に対しても、他の障がい者と同様に取扱うよう、機会を捉えて民間交通事業者等に対して理解を促進している。</p>	事業者	対象者			身体障害者手帳所持者(身体障がい者)	療育手帳所持者(知的障がい者)	精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)	JR 智頭急行 若桜鉄道	1～6級	A・B	×	ANA JAL	1～6級	A・B	1～3級	日ノ丸自動車 日本交通	1～6級 (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	A・B (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	1～3級 (県内一般乗合バス路線) ※定期観光バス路線・県内発着高速バス路線のうち単独運航路線等一部路線については割引対象あり	県内タクシー会社	1～6級	A・B	×
事業者	対象者																									
	身体障害者手帳所持者(身体障がい者)	療育手帳所持者(知的障がい者)	精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)																							
JR 智頭急行 若桜鉄道	1～6級	A・B	×																							
ANA JAL	1～6級	A・B	1～3級																							
日ノ丸自動車 日本交通	1～6級 (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	A・B (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	1～3級 (県内一般乗合バス路線) ※定期観光バス路線・県内発着高速バス路線のうち単独運航路線等一部路線については割引対象あり																							
県内タクシー会社	1～6級	A・B	×																							

【陳情の要旨】
 鳥取県議会から国会及び関係行政機関に対して、精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出すること。

陳情（新規）

医療・保険課

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年一 10号 (1. 6. 5)	福祉保健	薬物乱用の防止に向けた 意見書の提出について 倉吉市 足羽 佑太	<p>【現 状】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国における薬物事犯検挙人員は、近年横ばいが続いているが、危険ドラッグの乱用が沈静化した一方で、大麻については、全国的に若年層での乱用拡大が危惧される状況となっている。 スマートフォン等の普及により、手軽にインターネットを利用できる環境となったことで、不正取引の形態は益々多様化、巧妙化が進んでいる状況である。 2 インターネット上の指定薬物等の違法広告については、医薬品医療機器法の改正（平成26年11月）により、プロバイダに対して、広告を掲載するサイトの削除措置を要請できることとされるなど、インターネット販売サイト対策が講じられてきた。 3 一方で、昨年以降、ツイッター上で、隠語（例：大麻を「野菜」と表現）を使って、購入を持ちかける投稿が相次ぐなど、SNSを通じた薬物密売の問題が指摘されている。 こうした取引では、受け渡し方法等のやり取りの送受信メッセージが消去されるSNSが使われ、証拠が残らないため、追跡、捜査が難しい状況となっている。 この問題に対して、厚生労働省においては、関係事業者と連携してインターネット上の違法薬物の売買にかかるウェブサイトの削除を実施している。 <p>【県の取組状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本県では、平成25年3月に制定した「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を策定し、今年度から第2期計画がスタートした。 薬物乱用対策に関わる各関係機関（警察、教育委員会、麻薬取締部等）と連携・協力して、啓発活動の推進や取締りの強化などに取り組んでいる。 2 危険ドラッグのネット販売に関しては、大きく社会問題化した平成26年度を中心に、ネット販売店に対し、鳥取県内に販売しないよう申し入れを行うなど対策を講じてきた。 3 ツイッターに関しては、県内での薬物取引の投稿の有無等について、薬物の隠語などをキーワードに情報収集・監視を行うとともに、今年度の鳥取県薬物乱用防止指導員協議会（令和元年5月27日）において、こうしたSNSを通じた薬物密売の状況について情報共有し、注意喚起を図っている。

【陳情の要旨】

地方自治法第99条の規定に基づき、鳥取県議会から国に対して、SNSにおける違法薬物売買の書き込みに対する対策を求める意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況								
元年-11号 (元. 6. 5)	生活環境	消費生活センターにおける「斡旋」の方法について 倉吉市 足羽 佑太	<p>【現 状】</p> <p>消費生活相談では、消費者が契約トラブルなどに遭った場合、相談者自らトラブルを解決していただけるよう、消費生活相談員が状況を聴き取り、助言を行っている。 相談者本人では交渉することが困難な場合において、事業者に対し消費生活相談員がトラブル処理のため、あっせんを行っている。</p> <p>※「あっせん」とは（国民生活センター） 結果として最終的に解決したかどうかに関わらず、最終的な解決を目指して、事業者と消費者の主張を調整し、交渉すること。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>メール等の文面だけではトラブル発生の経緯・状況を事業者十分に伝えることができないため、事業者に対し、電子メールや問合せフォーム等によるあっせんは行っておらず、電話でのみあっせんを行っている。</p> <p><参考：中国4県の対応状況></p> <table border="1" data-bbox="1019 922 2011 1177"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県</td> <td>トラブルの相手方となっている事業者に対し、消費生活センターに電話するよう電子メールで連絡を行っているが、電子メール等によるあっせんは行っていない。</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td rowspan="3">電子メール等によるあっせんは行っていない。</td> </tr> <tr> <td>広島県</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> </tr> </tbody> </table>	県	対応状況	島根県	トラブルの相手方となっている事業者に対し、消費生活センターに電話するよう電子メールで連絡を行っているが、電子メール等によるあっせんは行っていない。	岡山県	電子メール等によるあっせんは行っていない。	広島県	山口県
県	対応状況										
島根県	トラブルの相手方となっている事業者に対し、消費生活センターに電話するよう電子メールで連絡を行っているが、電子メール等によるあっせんは行っていない。										
岡山県	電子メール等によるあっせんは行っていない。										
広島県											
山口県											

【陳情の要旨】

消費生活センターから事業者に対する斡旋方法として、電話番号を設けていない企業に対しても、電子メールや問合せフォーム等による斡旋を行うよう、県議会から執行部に対し求めること。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年ー13号 (元.6.7)	生活環境	淀江産廃処分場計画に係る厳正かつ公正な審査、住民への情報提供について。 倉吉市 足羽 佑太	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月30日に（公財）鳥取県環境管理事業センターから提出のあった淀江町小波地区での産業廃棄物管理型処分場設置計画に関する「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づく手続については、事業者は事業計画書の縦覧、関係住民への説明会及び関係住民と事業者の間で意見書・見解書のやりとり等を行い、平成29年11月24日に合意形成に係る判断においては「住民への周知に係る事業者の対応は十分」と判断した。 ・また、事業者は条例手続き開始前から、事前説明会を重ねて開き、地元自治会等に対して事業計画を丁寧に説明し、その周知に努めている。 ・合意形成状況の判断後、事業者と関係住民からの意見調整の申し出を受け、平成30年5月から令和元年5月にかけて県が意見調整会議を9回開催して相互理解の促進に努めてきたが、双方の主張は平行線の状況が続いたため、意見調整を終結することを判断し、令和元年5月31日付けで関係住民、事業者及び米子市に通知した。 ・県では、条例手続の合意形成状況や意見調整結果の判断等に当たっては、中立的かつ専門的立場の専門家から構成される鳥取県廃棄物審議会の意見を聴き、その審議結果を踏まえた判断を行っている。

【陳情の要旨】

県議会として、県当局に対し次に掲げるとおり求めること。

淀江産廃処分場計画に係る今後の法手続に当たっては、事業者には住民に不安や不信を可能な限り払拭する努力、説明責任が必要であり、県はこれまで以上に厳正かつ公正な審査をしていくことが必要であること。

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
<p>元年 - 4 (元. 5. 31)</p>	<p>商 工 労 働</p>	<p>「協働労働の協働組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について</p> <p>日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 センター事業団中四国事業本部 さんいんみらい事業所 所長 大谷 信一</p>	<p>【「協働労働の協働組合法（仮称）」の制定について】</p> <p>「協働労働の協働組合法（仮称）」とは「出資・経営・労働を一体化した協働労働を行う組織」に法人格を整備するため、労働者協同組合、NPOなどで働く労働者の働き方にふさわしい法律として関係団体が法整備を求めている。</p> <p>【国の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成20年2月：「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」を考える議員連盟が設立。超党派の衆参両議員が197名参加。 ○平成21年6月：衆議院法制局が作成した「労働協同組合法案（仮称）」の概要が公表された。
<p>【陳情の要旨】</p> <p>鳥取県議会から国会及び政府に対して「協働労働の協働組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書を提出すること。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月：超党派の「協同組合振興研究議員連盟」発足 ・平成29年3月：「与党協働労働の法制化に関するワーキングチーム」が与党政策責任者会議の下に設置 ・平成31年2月：「与党協働労働の法制化に関するワーキングチーム」がまとめ、与党政策責任者会議で了承された「労働者協同組合法案（仮称）骨子」が「協同組合振興研究議員連盟」役員会で確定。
			<p>【意見書採択の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「協働労働の協同組合」法制化をめざす市民会議では、それぞれの地域の議会へ向けて「『協働労働の協働組合法（仮称）』の早期制定を求める意見書」を請願する活動を行っている。 ○現在の採択状況（平成31年3月25日現在） <ul style="list-style-type: none"> 922議会 ※他に趣旨採択15議会 都道府県議会： 35都道府県 市区町村議会： 887市区町村 うち 鳥取県内は15市町村で採択 ※ 鳥取県議会においては、平成30年6月定例会議において趣旨採択。

			<p>〔労働者協同組合（ワーカーズコープ）〕</p> <p>鳥取県内では3か所（鳥取・倉吉・米子）に事務所があり、県内自治体からの受託や補助の実績がある。</p> <p>※法人格のない任意団体とは別に「企業組合労協センター事業団」と「特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所」の2つの法人格を取得して活動。</p> <p><県が関わっている事業（いずれもNPO法人）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等就労準備支援事業（県・中部2町共同事業） ・低所得者等に係る中間的就労支援推進事業（全県） ・とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業（全県） ・若者サポートステーション運営事業（鳥取市・米子市） <p>※鳥取労働局から「とっとり・よなご若者サポートステーション」を受託、県も若年者就業支援を委託（平成31年4月～）</p>
--	--	--	---

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
元年 - 9 (元. 6. 3)	商 工 労 働	最低賃金の改善と中小企業 支援の拡充を求める意見書 の提出について 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁	<p>【最低賃金制度について】</p> <p>○最低賃金法に基づき国が都道府県単位で賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>【最低賃金の決定】</p> <p>最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議され、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>【国等の動向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は5月31日に経済財政諮問会議を開き、経済財政運営の指針である「骨太の方針」の骨子案の中で、「最低賃金の引き上げ」を目指す方針を提示した。 ・日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会は5月28日に「最低賃金について、3%を更に上回る引き上げ目標の設定には強く反対する」との意見書を公表した。 <p>〔平成31年2月7日、自民党有志議員により全国一律の最低賃金を目指す「最低賃金一元化推進議員連盟」が設立〕</p> <p>【現在の最低賃金（時間額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県 762円（H30.10.5～、11県） ・最 高 985円（東京都） ・最 低 761円（鹿児島県） ・平 均 874円 <p>【最低賃金の引上げに係る国支援制度】</p> <p>生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成する。</p>
<p>【陳情の要旨】</p> <p>鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 4 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業検証を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。 			

			<p>○業務改善助成金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>引き上げる労働者数</th> <th>上限額</th> <th>補助対象事業場</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">30円コース (800円未満)</td> <td>1～3人</td> <td>50万円</td> <td rowspan="2">①の事業場 かつ</td> <td rowspan="2">4/5</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>100万円</td> <td>②の事業場</td> <td>生産性要件を満たした場合:9/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30円コース</td> <td>1～3人</td> <td>50万円</td> <td rowspan="3">②の事業場</td> <td rowspan="3">3/4</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①事業場内最低賃金800円未満の事業場 ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円未満及び事業場規模30人以下の事業場</p> <p>【中小企業への支援策について】 〈国の主な中小・小規模事業者支援施策〉</p> <p>○国の平成30年度第2次補正予算及び平成31年度当初予算において、経営者の高齢化や人手不足等の中小企業を取り巻く環境の変化に対応するため、担い手確保、生産性向上等の新たな発展モデルの構築のための中小企業・小規模事業者関係予算を計上している。 (主な施策) ・中小企業生産性革命推進事業 1,100億円 ・ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金 50億円</p> <p>〈県の主な中小・小規模事業者支援施策〉</p> <p>○平成31年度当初予算 ・鳥取県版経営革新総合支援事業 701百万円 ・県制度金融(新規分融資枠400億円)</p> <p>○令和元年度6月補正予算 ・鳥取県産業成長応援補助金 100百万円</p> <p>【社会保険制度・税減免について】</p> <p>○強制加入の保険により、事故発生時に現金又は現物給付で生活を保障する相互扶助制度。健康保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等があり、事業主及び労働者が保険料を負担する。</p>	コース	引き上げる労働者数	上限額	補助対象事業場	助成率	30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	①の事業場 かつ	4/5	4～6人	70万円	7人以上	100万円	②の事業場	生産性要件を満たした場合:9/10	30円コース	1～3人	50万円	②の事業場	3/4	4～6人	70万円	7人以上	100万円
コース	引き上げる労働者数	上限額	補助対象事業場	助成率																								
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	①の事業場 かつ	4/5																								
	4～6人	70万円																										
	7人以上	100万円	②の事業場	生産性要件を満たした場合:9/10																								
30円コース	1～3人	50万円	②の事業場	3/4																								
	4～6人	70万円																										
	7人以上	100万円																										

【現在の保険料率】

- ・健康保険 10.00% (労使折半)
 - ・年金保険 18.300% (労使折半)
 - ・介護保険 1.73% (労使折半)
 - ・雇用保険 0.90~1.20%
(労働者負担: 0.3~0.4%、事業主負担: 0.6~0.8%)
 - ・労災保険 0.25~8.80% (事業主負担)
- ※事業の種類によって料率が異なる。

○中小企業投資促進税制
 中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)

【対象設備】

- ・機械及び装置(1台160万以上)
- ・測定工具及び検査工具(1台120万以上)
- ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万以上)等

○(国)経営力向上計画に基づいて、事業再編・統合を行った場合に係る登録免許税・不動産取得税を軽減。

<登録免許税の税率>	
合併による移転の登記	0.4%⇒0.2%
分割による移転の登記	2.0%⇒0.4%
その他の原因による移転登記	2.0%⇒1.6%

<不動産取得税の税率>

土地・住宅	3.0%⇒2.5%
住宅以外の家屋	4.0%⇒3.3%

○事業承継税制
 中小企業(個人事業者)における後継者への事業承継の特典を図るため、非上場会社の株式(個人事業者の特定事業用資産)を贈与又は相続した場合、一定の要件のもと、贈与税及び相続税の納税が猶予又は免除される。

【中小企業基本法等の抜本改正について】

平成22年6月18日付で閣議設定された中小企業憲章では、基本原則および行動指針で「公正な市場環境を整える。」と定めており、関係法で以下のように規定されているところ。

○中小企業基本法第22条「国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、

取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。」

- 下請中小企業振興法第1条「下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに（中略）下請関係を改善して、下請関係にある中小企業が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」
- 下請代金支払遅延等防止法第1条「この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第1条「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進することを目的とする。」

なお、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。

〔国の取組〕

(1) 勧告等の状況（平成30年度実績）

- ① 下請法違反行為に対する勧告・指導状況
・ 勧告は7件、指導は7,710件（過去最多）
- ② 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況
・ 下請事業者が被った不利益について親事業者321社
力ラ下請業者10,172名に総額6億7,068万円相当の
原状回復が行われた。

			<p>(2) その他の主な取組状況 (平成30年度実績)</p> <p><下請取引適正化推進月間(11月)></p> <p>① 下請取引適正化推進講習会開催</p> <p>② シンポジウム・セミナー</p> <p>③ 親事業者約210,000名及び関係事業者団体約1,000団体に対する下請法遵守の徹底等の要請</p> <p>④ 広報誌等への掲載等</p> <p><その他></p> <p>① 定期的な書面調査の実施 (親事業者60,000名、下請事業者300,000名)</p> <p>② 分野別の実態調査の実施 製造業者30,000名、荷主・物流業者70,000名、警備業務1,000名、金型事業者30,000名</p> <p>[県の取組]</p> <p>○ (公財)鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置済。</p> <p>○ 平成30年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は6件であった。</p> <p>【雇用の創出と安定に資する主な政策】</p> <p>[国の取組]</p> <p>(平成31年度当初予算)</p> <p>○ 働き方改革の推進と誰もが活躍できる労働環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革・生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援 (1,211億円) ・ 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (216億円) <p>○ 多様な人材の活躍促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍の推進 (323億円) ・ 若者・就職氷河期世代に対する就労支援 (124億円) ・ 高齢者の就労促進 (289億円) <p>○ 人材育成の強化と人材確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リカレント教育の拡充等による人材育成の強化 (1,188億円) <p>[県の取組]</p> <p>(平成31年度当初予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県立ハローワーク管理運営事業 (266百万円) ・ 地域活性化雇用創造プロジェクト事業 (111百万円) <p>(令和元年度6月補正予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県産業成長応援補助金 (100百万円)
--	--	--	--

陳情（新規）

地域振興課

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年一 7号 (元. 6.3)	地域振興	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会 会長 後藤 智恵子	<p>【現状】</p> <p>1 核兵器禁止条約 核兵器禁止条約とは、軍事的な核兵器利用を世界的に禁止する条約であり、核兵器の廃棄期限や他国の領土への持込禁止等が盛り込まれている。 平成 29 年 3 月 27 日より米ニューヨークの国連本部で「核兵器禁止条約」の交渉会議が始まり、7 月 7 日には賛成 122 票、反対 1 票、棄権 1 票により採択された。 平成 31 年 4 月末日現在、23 か国が批准しているが、依然としてアメリカやロシアをはじめとする核保有国とその同盟国などは交渉に参加しておらず、日本も参加していない。(条約は 50 か国以上の批准がなされた 90 日後に発効される。)</p> <p>2 日本の立場 (平成 29 年 3 月 27 日の核兵器禁止条約交渉第 1 回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使による声明より。)</p> <p>(1) 基本的立場について 核兵器使用の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識という 2 つの認識をしっかりと踏まえた上で、核兵器国と非核兵器国双方を巻き込んだ現実的かつ実践的な措置を積み上げていくことが重要であり、最も効果的である。</p> <p>(2) 核兵器禁止条約に対する考え方と今後の取組について ・核兵器国の理解や関与が得られないことが明らかとなっており、また、核兵器国の協力を通じ、核兵器の廃絶に結び付く措置を追及するという交渉のあり方が担保されていない現状の下では、日本が交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難である。 ・日本は、核兵器国と非核兵器国の双方を含む国際社会の対話と協力を促し、核軍縮に関する様々なアプローチを有する国々が意見を交わす場の設置等、核なき世界に向けイニシアティブを発揮していく考えである。</p> <p>【県の取組状況】 「核兵器禁止条約」の締結を求めるヒバクシャ国際署名へ署名済みである。 (平成 29 年 5 月 31 日)</p>

【陳情の要旨】

鳥取県議会から日本政府に対して、すみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出すること。